

議案第九十九号

中部市町村共同施設管理組合の設立について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定により、別紙のとおり規約を定め、中部市町村共同施設管理組合を設立する。

昭和四十六年十月二十五日提出

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅己

昭和四十六年拾月廿五日 居客可決

三朝町議会議長牧田禎



中部市町村共同施設管理組合規約（案）

（組合の名称）

第一条 この組合は、中部市町村共同施設管理組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市町村）

第二条 この組合は、倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町（以下「組合市町村」という。）をもつて組織する。

（組合の共同処理する事務）

第三条 組合は、次の事務を処理する。

- 一 し尿及びごみ処理施設の設置並びに管理に関すること。
- 二 伝染病隔離病舎の設置及び管理に関すること。
- 三 畜産物処理流通改善施設の設置及び管理に関すること。
- 四 交通災害の共済事業に関すること。
- 五 消防に関すること（消防団事務を除く。）。
- 六 火葬場施設の設置及び管理に関すること。

（組合の事務所）

第四条 組合の事務所は、倉吉市葵町七二二番地倉吉市役所内に置く。

(組合の議会の定数及び選出方法)

第五条 組合の議会の議員の定数は、三十三人とし、組合市町村ごとに次の区分により選出する。

倉吉市十五人 羽合町 二人 泊村 二人 東郷町 二人 三朝町 二人

関金町 二人 北条町 二人 大栄町 二人 東伯町 二人 赤碕町 二人

2 組合の議会の議員は、組合市町村の長(第八条の規定による組合の管理者及び副管理者に選任された者を除く。)及び組合市町村の議会において、その議会の議員の中から互選されたものをもつてこれに充てる。

3 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた組合市町村及び議会において補充しなければならない。

(議員の任期)

第六条 組合の議会の議員の任期は、組合市町村の長及び議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第七条 組合の議会は、議員の中から議長及び副議長各一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合の議会の議員の任期による。

(管理者、副管理者、収入役の設置及び選任の方法)

第八条 組合に管理者一人、副管理者二人及び収入役一人を置く。

2 管理者は、組合の議会において組合市町村の長の中から選任する。

3 副管理者は、管理者が組合市町村の長及び助役の中から組合の議会の同意を得て選任する。

4 収入役は、管理者の属する市町村の収入役をもつてこれに充てる。

5 管理者、副管理者、収入役の任期は、それぞれ組合市町村の長及び助役並びに収入役として在任する期間とする。

(監査委員の設置及び選任の方法)

第九条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、組合の議会の議員の互選による。

3 監査委員の任期は、組合の議会の議員の任期による。

(職員)

第十条 組合に事務局長、吏員、その他の職員を置く。

(組合の経費の支弁の方法)

第十一条 組合の経費は、組合財産より生ずる収入、組合市町村の分担金、補助金、その他

の収入をもつて充てる。

- 2 前項の分担金の負担の額及び方法は、組合の議会において定める。

附 則

- 1 この規約は、知事の許可を受けた日から施行する。

ただし、第三条の消防に関する事務は、昭和四十七年四月一日から施行する。

- 2 倉吉市外九か町村衛生管理組合、倉吉市外九か町村畜産物処理流通改善施設組合、倉吉市外九か町村交通災害共済組合、倉吉市外六か町村ごみ処理場管理組合の事務は承継する。

- 3 この規約により管理者が選任されるまでの期間は、倉吉市長がその職務を行なう。